

令和3年2月13日福島県沖地震による七ヶ浜健康スポーツセンター施設被害調査及び復旧工事設計業務委託に係る簡易公募型プロポーザル実施要領

1 はじめに

七ヶ浜健康スポーツセンター「アクアリーナ」は町民のこころの健康及びからだの健康を促進するために1998年3月（平成10年3月）に建築されました。町内外から年間約9万人が利用をする施設ですが、令和3年2月13日福島県沖地震をはじめ翌月の宮城県沖地震により大きな被害を受けました。応急的な復旧工事を行い施設の再開をしていますが、アリーナ棟に関しましては現在も利用中止しており、施設利用者及び拠点避難所としての安全対策や早期復旧に向けての対応が課題となっています。また、建築されてから23年が経過しており、経年劣化に伴う施設の長寿命化への対応も課題となっています。

2 簡易公募型プロポーザル方式による設計候補者の選定の趣旨について

(1) 簡易公募型プロポーザルについて

プロポーザルにより設計者を選定する方式は、目的に合致する優れた改修提案能力のある者を選ぶ上で有効ですが、参加者と提案を審査する側双方に大きな負担が生じ、一定の時間を要します。

本案件は、地震による被害調査及び災害による早期復旧を行う特質性から負担が少なく、時間や経費を削減できる簡易な選定方式としながら、審査の公平性を確保するものです。

(2) 審査内容について

参加者の選定根拠を明確にするため、または客観的に判断するため、改修提案内容の説明を補うものとして平面図、立面図、その他を提出していただきます

審査は提出していただいた資料を基に審査委員会で総合的に判断し決定します。

3 プロポーザルに付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業名 | 令和3年2月13日福島県沖地震による七ヶ浜健康スポーツセンター施設被害調査及び復旧工事設計業務委託 |
| (2) 事業場所 | 七ヶ浜町吉田浜字野山5-1地内 |
| (3) 期間 | 令和4年3月31日まで |
| (4) 事業概要 | 別紙仕様書のとおり |
| (5) 支払条件 | 前払金等 無し |

4 参加資格に関する事項

本簡易プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 宮城県内に本店又は支店・営業所（受任機関）を有すること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により一級建築士事務所として登録を受けている者。
- (3) 令和3・4年度における七ヶ浜町の競争入札参加資格において、建築関係建設コンサルタント業務の承認を受けた者。
- (4) 七ヶ浜町より指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。（更生又は再生手続開始決定がなされた場合を除く。）
- (7) 過去10年に、国、地方公共団体又はその他の公共機関が発注した同種業務（公共施設設計業務）を受注した実績があること。
- (8) 配置を予定している技術者については、(7)の実績を有し、参加者と直接雇用関係にあること。

5 参加手続等

(1) 担当課

区分	担当課	電話番号・メールアドレス	住所
事業担当課	七ヶ浜町 生涯学習課	022-357-3302 shichisports@shichigahama.com	〒985-0802 宮城郡七ヶ浜町吉田浜字 野山5-9

(2) 参加申請書類の取得方法

申請書類の取得方法及び期間については、7の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧方法

設計図書は閲覧に供する。

閲覧方法及び期間については、7の表に示すとおりとする。

(4) 設計図書等に対する質問について

ア 設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記入のうえ、7の表に示す期間内に七ヶ浜町生涯学習課（shichisports@shichigahama.com）宛て電子メールにて提出すること。

イ 質問書に対する回答書は、7の表に示す期日に参加者全員に対し電子メールにて送信する。

(5) 提案書類等の送付期限及び審査会及び結果通知の期日

ア 提案書類等は、7の表に示す期日までに必ず送付すること。

イ 審査会及び結果通知については、7の表に示す期日にて行う。

6 参加資格の確認等

(1) 参加申請書類

参加希望者は、次に掲げる書類を1部提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ア 参加申込書 (様式第1号)

イ 会社概要書 (様式第2号)

ウ 業務実績調書 (様式第3号)

エ 業務実施体制調書 (様式第4号)

オ 配置技術者調書(管理技術者) (様式第5-1号)

カ 配置技術者調書(照査技術者) (様式第5-2号)

キ 申請者の所在地及び名称を記載した、84円切手貼付の返信用封筒1枚(長3型)

(2) 参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

郵送にて期限まで必着とする。(配達記録の残るものに限る。)

イ 提出期限及び場所

7の表のとおりとする。

(3) 参加資格の有無については、7の表に示す期日及び方法により通知する。

(4) 参加資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) (4)の書面の提出先は七ヶ浜町生涯学習課とする。

7 日程等（下記期間は月曜日・月曜日が祝日の場合はその翌日を除く午前9時～午後4時までとする）

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 ・ 方 法
参加申請書類の取得	令和3年9月1日（水）から 令和3年9月8日（水）まで	七ヶ浜町ホームページより取得
設計図書等の配布	令和3年9月1日（水）から 令和3年9月26日（日）まで	七ヶ浜町ホームページにて配布
参加申請書類 提出期限	令和3年9月10日（金） 午後3時到着分まで受付	郵送にて期限まで必着（配達記録の 残るものに限る。）
質問の受付 （電子メールによる受付）	令和3年9月1日（水）から 令和3年9月17日（金）まで	質問受付期限日の午前11時まで提 出すること。
参加資格通知	令和3年9月17日（金）発送	参加者全員に電子メールにて通知 し、原本は同日付郵送する。
回答書の送付	令和3年9月24日（金）	参加者全員に電子メールにて回答
提案書類等送付期限	令和3年10月15日（金）	郵送にて期限まで必着（配達記録の 残るものに限る。）
審査会	令和3年10月26日（火）	提出書類を基に審査委員会が総合 審査し、決定します。
結果通知	令和3年10月29日（金）	参加者全員に電子メールにて通知 し、原本は同日付郵送する。

8 簡易公募型プロポーザルの概要及び提出書類等

(1) 設計委託業務の概要

- ・七ヶ浜健康スポーツセンター施設被害調査及び復旧工事実施設計業務
- ・建築に伴う関係機関申請書類関係
- ・履行期日 令和4年3月31日

(2) 施設の概要

- ・建築場所 七ヶ浜町吉田浜字野山5-1地内
- ・建築年月 1998年3月(平成10年3月)
- ・都市計画 都市計画区域内
- ・用途地域 市街化調整区域
- ・建ぺい率 70%
- ・容積率 200%
- ・その他の地域 法22条区域
- ・敷地面積 14580.0㎡
- ・施設延べ床面積 5974.6㎡
- ・施設内容
 - ・A棟(2F:エントランス、リラックスルーム、展望テラス)(1F:エントランス、バーデ(入浴施設)、フィットネスプール、バーデ男・女更衣室、バーデラウンジ)(グランドフロア:熱源・空調・ろ過機械室等)
 - ・B棟(2F:レストラン)(1F:トレーニングルーム、フィットネススタジオ、男・女ロッカー室)(グランドフロア:受水槽・ポンプ室、電気室)
 - ・C棟(2F:ランニングコース、観客席)(1F:アリーナ)
- ・主要構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
グランドフロア+2階建
- ・その他 拠点避難所

(3) 提案概要

- ・改修提案書
別添の提案概要(別紙)のとおり
担当課と日程を調整し、施設の状況を確認のうえ提案すること。
用紙はA4判縦とし、読みやすく表記すること。
- ・平面図、立面図、その他

- 用紙はA3判横とし、各図面1枚ずつまとめること。
- ・改修提案書及び各図面のPDFデータをDVD-Rにて提出
 - ・設計委託費の見積書・・・1部

(4) 留意事項

- ・提案1者につき、提案は1つとし、提案者が所属又は代表する企業からの重複参加は認められない。
- ・提案者は、他の応募者の共同提案者及び協力者にはなれない。
- ・改修提案書の添付書類等には、設計事務所やロゴマークその他提案者名を識別可能な表示にしないこと。
- ・提出された資料の返却はしない。
- ・提出された改修提案書の著作権は応募者等に帰属するが、展示、複製の作成、ウェブサイトへの掲載、記録作成などプロポーザルに関する事務においては、発注者が使用することができるものとする。
- ・審査後、選定された者の提案内容に拘束されないこととします。
- ・契約をした場合、平面図、立面図、断面図等のデータ化を行うこと。
- ・費用は参加者の負担となります。

(5) 提出書類

提出書類は、次に掲げる書類及び部数を提出すること。

ア 改修提案書・・・10部

用紙はA4判縦とし、読みやすく表記すること。

イ 平面図、立面図、その他・・・10部

用紙はA3判横とし、各図面1枚ずつまとめること。

ウ 改修提案書及び各図面のPDFデータ・・・1部

DVD-Rにて提出すること。

エ 設計委託費の見積書・・・1部

オ 申請者の所在地及び名称を記載した、84円切手貼付の返信用封筒1枚（長3型）

(6) 書類の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

郵送にて期限まで必着とする。（配達記録の残るものに限る。）

イ 提出期限及び場所

7の表のとおりとする。

9 審査方法

(1) 審査

審査内容については、参加者の選定根拠を明確にするため、又は客観的に判断するため、改修提案内容の説明を補うものとして簡易な平面図、立面図、その他を提出すること。

審査は提出資料を基に審査委員会で総合的に判断し決定する。

日程については、7の表のとおりとする。

(2) 結果

審査の結果、1者を設計候補者として選考する。

結果については、7の表のとおりとする。

(3) 審査委員会

七ヶ浜健康スポーツセンター施設被害調査及び復旧工事設計業務候補者簡易公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、組織及び構成を行い審査内容及び審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。また異議申立も受けけないものとする。

10 契約の締結

本簡易公募型プロポーザルによって決定した事業者は、下記の方法により本町と契約を締結するものとする。

- (1) 決定した事業者は、平面図、立面図、その他の内容を基に本町と協議後、契約を締結するものとする。
- (2) 契約方法は、随意契約によるものとする。
- (3) 決定した事業者が辞退し、その他の理由で契約できない場合は、次の順位の者と契約に向けた協議を行う。

11 参加資格及び決定事業者資格の無効

提案書等を提出後に次のいずれかの場合に該当すると認められたものは、参加資格及び決定事業者資格を無効とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案書に記載すべき事項が記載されていない又は、記載すべき事項以外の事項が記載されている場合
- (4) 公平性を害する行為があった場合